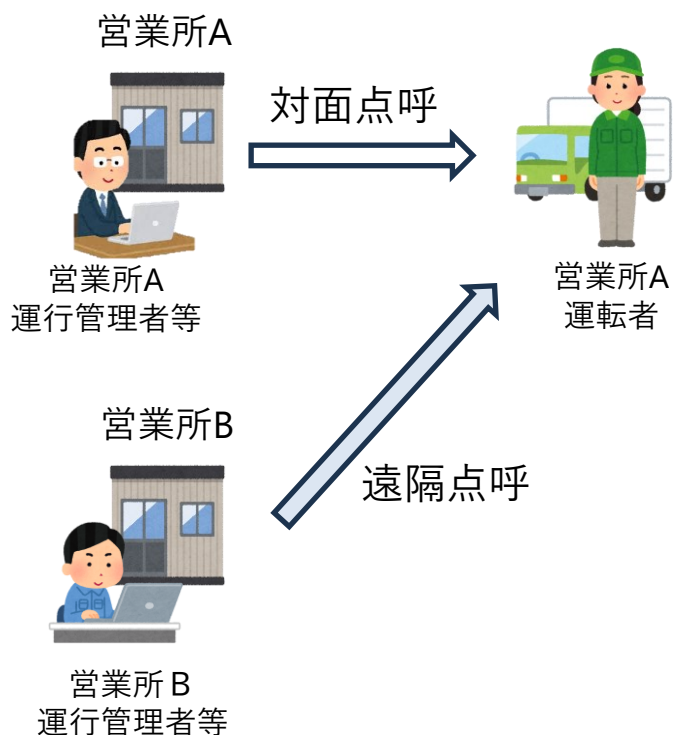


他営業所運行管理者等による 対面点呼について

令和7年度 第1回「運行管理高度化ワーキンググループ」

他営業所の運行管理者等による対面点呼について

- 現行制度では、対面による点呼は運転者が所属する営業所の運行管理者又は運行管理補助者（以下、「運行管理者等」という。）からのみ受けることができ、他の営業所の運行管理者から点呼を受ける場合、遠隔点呼を実施することとなる。



対面点呼は運転者が所属する営業所で、当該営業所に選任された運行管理者等からのみ受けることができる

(貨物においてGマークのインセンティブで他営業所・他事業者間で対面点呼実施可能な制度あり)

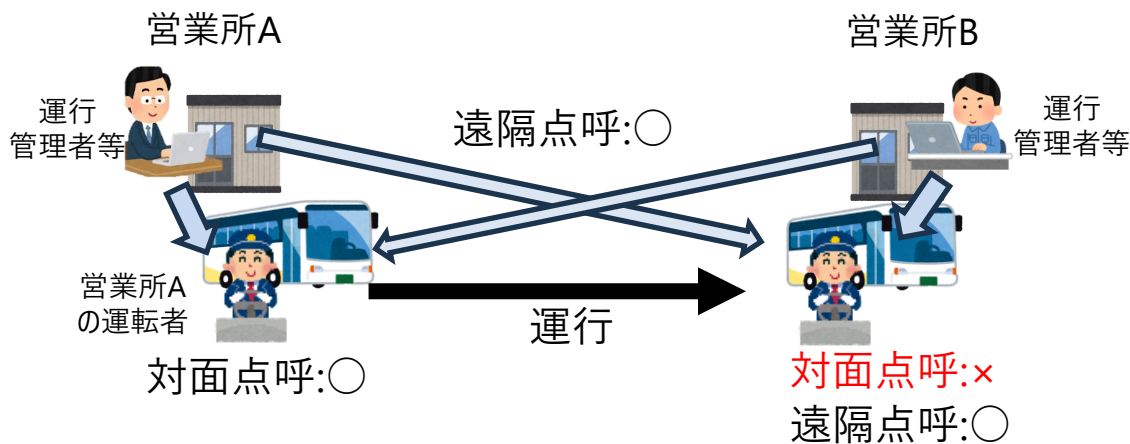
高度なICT機器を活用して他の営業所から遠隔で点呼を受ける場合のみ、他の営業所の運行管理者等から点呼を受けることが可能

他営業所の運行管理者等による対面点呼について

- 遠隔点呼を運用している事業者より、遠隔点呼実施営業所間で、他の営業所で業務を開始又は終了する場合等、対面点呼が実施できる状況においては、その実施を認める点についてニーズが生じ始めているところ、遠隔点呼と併用して、遠隔点呼を実施している範囲内（営業所間・事業者間）における対面点呼を可能とするための措置を検討する。

バス

高速乗合バスの事例



営業所Aの運転者は営業所Bの運行管理者等から遠隔点呼を受けることは可能だが、対面点呼は不可

タクシー

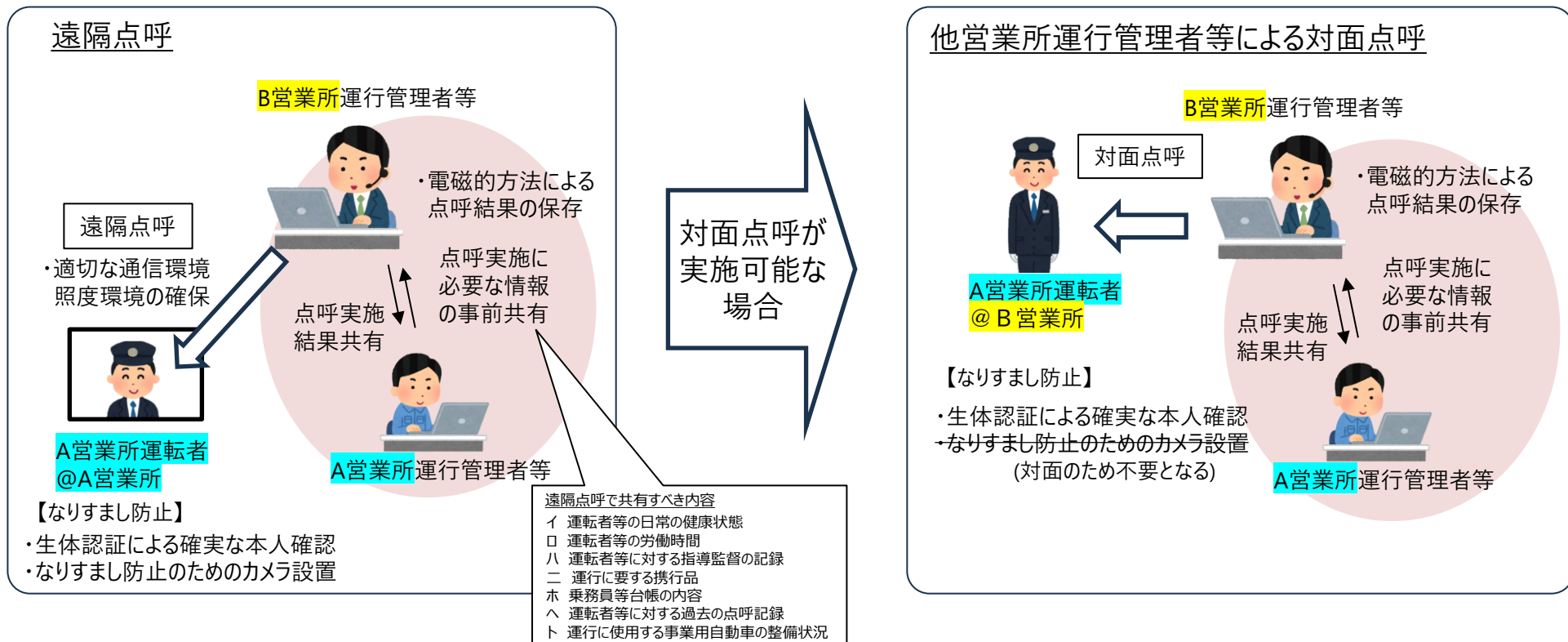
同一建屋内に営業所があるグループ事業者の事例



事業者Cの運転者は事業者Dの運行管理者等から遠隔点呼を受けることは可能だが、対面点呼は不可

実施に向けた方針案

- 遠隔点呼を営業所間又は事業者間で実施するにあたり、点呼に必要な情報を事前に共有するとともに、点呼時の確実な本人確認及びなりすまし防止、点呼の実施結果について、電磁的方法により記録・共有すること等を求めている。
- 他営業所運行管理者等により対面点呼を実施する場合にあっても、上記の本人確認、情報共有・記録等の保存を遠隔点呼機器を活用して実施することで、同等の確実性を担保した点呼が可能と考えられる。
- 一方で、なりすまし防止の観点で遠隔点呼で求めているビデオカメラ等による点呼を受けている状況の確認については、対面であれば要件の緩和が可能となることが想定され、遠隔点呼の要件から対面化により簡略可能な要件を精査し、遠隔点呼を実施している営業所間で実施可能となるよう措置する。



- 今年度中に、遠隔点呼と併用して、遠隔点呼機器を活用することにより、遠隔点呼を実施している営業所、事業者間における対面点呼が可能となるよう、要件の整理を行い、制度化を進める。
 - 制度化に際しては貨物、旅客ともに実施可能とする
 - 同一事業者内、事業者間ともに適用することとする
 - 遠隔点呼機器の活用を前提とし、営業所の優良性を問わないものとする
 - 運行の責任は運転者等が所属する営業所に帰属するため、遠隔点呼同様に、他営業所運行管理者等が対面により点呼を実施した場合にあっても、安全な運行をすることができないおそれがある場合には、運転者等の所属元営業所の運行管理者等に連絡し、代替の措置措置を講じることができる体制を整えることを求めることとする

論点 他営業所運行管理者等による対面点呼について

実施にあたり、検討の方針案は適切か

その他、懸念事項はあるか